垳川沿川特別景観形成地区の景観形成基準に対する適合状況説明書
（建築物の建築等）

※　景観形成基準：景観法第８条第４項第２号に規定される基準

第二次足立区景観計画では、良好な景観の形成を推進するため、景観法の届出に際し適合を確認する、まち並みの景観的な調和を損ねないために守るべき基準を定めています。

各基準に対する適合状況を記載して下さい。

当該行為における景観形成に関する考え方
記載欄

１　配置
敷地が水域に接する場合は、水域側に空地を設けるなど、圧迫感を軽減するような配置とする。 **記載欄**
適切な隣棟間隔を確保し、垳川沿いのゆとりあるまち並みに配慮した配置とする。 **記載欄**
敷地内やその周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これらを活かした配置とする。 **記載欄**
遊歩道や公道に面して設備類を極力設置しない。やむを得ない場合は、遊歩道や公道からの見え方に配慮する。 **記載欄**

２　高さ/規模
高さは、周辺建築物群及び垳川沿いの樹林のスカイラインに配慮し、著しく突出した高さの建築物は避ける。 **記載欄**

３　形態/意匠/色彩
形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、垳川沿いの周辺のまち並みとの調和を図る。 **記載欄**

外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。

記載欄

色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、見る人に与える心象に配慮し、周辺景観との調和を図る。

・ 外観の色彩は、第二次足立区景観計画に定める色彩基準のとおりとする。

建築物の規模		適用色彩基準
一般建築物	垳川及び公道に面する外壁面	色彩基準Ⅱ
	その他の外壁面	色彩基準Ⅰ
一定規模以上の建築物		色彩基準Ⅱ
大規模建築物		色彩基準Ⅲ

・ 地域で親しまれている色彩や素材がある場合は、これらの活用に努める。

・ 外壁の素材は、美観が損なわれにくく、極端に光沢があるものは避ける。

記載欄

建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。

記載欄

4　空地/外構/緑化等

垳川沿いの樹林の育成に配慮し、空地の確保に努める。また、隣接する空地との連続性に配慮して一体的な空間とする。

記載欄

敷地内はできる限り緑化を図り、垳川沿いの緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。

記載欄

敷地内に既存樹木がある場合は、既存樹木を活かした緑化に努める。

記載欄

緑化にあたっては、川辺の環境に適し、かつ地域の在来種に適合した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。

記載欄

照明は、次の事項に配慮するとともに、周辺環境と調和するよう努める。

- 夜間における安全性・安心性を確保した照明環境の整備に努める。
- 過度な明るさや暗がりを排除し、暖かみのある質の高い光により落ち着きを感じることのできる、快適な夜間景観の形成に努める。

記載欄

外構計画は敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまち並みとの調和を図った色調や素材とする。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

記載欄